

令和6年第7回（12月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第124号	職員定数条例の一部改正について	人事課	1～2
議案第142号	新潟県市町村総合事務組合理約の変更について	総務課	3

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 2 4 号
提 出 課	人事課

職員定数条例の一部改正について

1 改正理由

平成 1 7 年 1 月の市町村合併時に定めた職員の定数について、ガス水道局に下水道事業を移管することに合わせ、定員管理による職員数の実情を踏まえて、整理するもの

2 改正内容

- (1) 一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の定数を「2, 4 0 0 人」から「1, 8 0 0 人」に改める。（第 2 条関係）
- (2) 各事務部局のうち、市長、ガス水道企業、選挙管理委員会、教育委員会の事務局、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員の定数を次の表のとおり改める。（第 2 条関係）

事務部局	改正前	改正後
市長	1, 7 9 3 人	1, 4 2 7 人
ガス水道企業	1 6 0 人	1 7 0 人
選挙管理委員会	4 人	5 人
教育委員会の事務局	1 4 0 人	1 1 0 人
教育委員会の所管に属する 学校及び学校以外の教育機関	2 7 5 人	6 0 人

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 職員定数条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
（職員の定数） 第 2 条 前条の職員の定数は、<u>1, 8 0 0 人</u>とする。 2 各事務部局の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 市長の事務部局の職員 <u>1, 4 2 7 人</u> (3) ガス水道企業の職員 <u>1 7 0 人</u> (4) 選挙管理委員会の職員 <u>5 人</u> (5) 略 (6) 教育委員会の事務局の職員 <u>1 1 0 人</u> (7) 教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>6 0 人</u>	（職員の定数） 第 2 条 前条の職員の定数は、<u>2, 4 0 0 人</u>とする。 2 各事務部局の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 市長の事務部局の職員 <u>1, 7 9 3 人</u> (3) ガス水道企業の職員 <u>1 6 0 人</u> (4) 選挙管理委員会の職員 <u>4 人</u> (5) 略 (6) 教育委員会の事務局の職員 <u>1 4 0 人</u> (7) 教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>2 7 5 人</u>

改 正 案	改 正 前
(8)及び(9) 略	(8)及び(9) 略

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 4 2 号
提 出 課	総務課

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

1 変更理由

令和 7 年 4 月 1 日から、新潟県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部に妙高市が加わるもの

2 変更内容

妙高市が公平委員会の事務を新潟県市町村総合事務組合において共同処理することに伴い、関係する規定を整備する。（別表第 2 関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 新潟県市町村総合事務組合規約変更案新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

変 更 案		変 更 前	
別表第 2（第 3 条関係）		別表第 2（第 3 条関係）	
共同処理する事務	組合市町村等	共同処理する事務	組合市町村等
(略)		(略)	
2 地方公務員法 （昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号） 第 7 条第 3 項の規定による公平委員会の設置	（略）、糸魚川市、 <u>妙高市</u> 、五泉市、（略）	2 地方公務員法 （昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号） 第 7 条第 3 項の規定による公平委員会の設置	（略）、糸魚川市_____、五泉市、（略）
3 地方公務員法 第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の権限	（略）、糸魚川市、 <u>妙高市</u> 、五泉市、（略）	3 地方公務員法 第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の権限	（略）、糸魚川市_____、五泉市、（略）
(略)		(略)	